

# 告 示

## 埼玉県告示第七七七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月二十四日認可した。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上用水堰土地改良区

二 事務所所在地

東松山市